管財関係部課長会議　会議録

開催日時　　平成２９年８月４日（金）　　午後１時３０分～午後３時まで
開催場所　　愛知県自治センター　４階　大会議室
当番市　　岡崎市
出席者　　愛知県市町村課　加藤主幹
　　財産管理課運転管理グループ　辻村課長補佐
　　財産管理課財産利活用グループ　鈴木課長補佐
　　市　　名古屋市財政局財政部管財課　横川財産活用係長　始め３７名
　　愛知県市長会事務局　浅田財政係長　始め２名

会議内容

１　開会
　愛知県市長会事務局　浅田財政係長

２　あいさつ
　（１）　開会あいさつ　　愛知県市長会
　（２）　愛知県出席者紹介　愛知県市町村課　加藤主幹
　　愛知県財産管理課運転管理グループ　辻村課長補佐
　　愛知県財産管理課財産利活用グループ　鈴木課長補佐
　（３）　愛知県あいさつ（愛知県市町村課　加藤主幹）
　　○　本日は、公用車の管理、不用財産の売却方法について情報共有がなされる。公有財産は常に良好な状態で管理し、その所有目的に応じて効率的に運用する必要がある。会議での情報交換により、各市における公有財産のより適切な管理・運用につながることを期待する。

３　議長選出
　岡崎市　小早川財務部行政経営課長
　（前回会議において、市制施行順により岡崎市に決定している。）

４　議題（岡崎市小早川財務部行政経営課長議長席へ・議事進行）
　（１）　公用車の管理について（豊川市提出）
　ア　提案市趣旨説明【豊川市】（荒木財産管理課長）
　本市において公用車の管理について様々な問題が発生しており、対応策を考えたい。市制 70 周年を記念したイベントが開催され、Ｂ級グルメ、ゆるキャラ等の影響で、公用車での長距離の出張が多くなった。管理運用規程はあるが移動距離の制限や使用の制限において特段の規定がないので、各市の取り組みを参考に今後整理していきたい。
　また近年、公用車での事故も数多く発生している。事故を起こした職員への交通安全

研修の参加、ペナルティの取扱い、冬季におけるスタッドレスタイヤの交換状況についてご教示いただきたいと思い、議題として提案した。

イ　提案市質問【豊川市→各市】（荒木財産管理課長）
公用車出張の距離の制限を設けている市は、基準の根拠を教えていただきたい。

ウ　回答【一宮市】（田畑管財課主査）
職員が運転するのに丁度いい距離は、概ね 100 ㎞だということで定めた。それ以上であれば公共交通機関で移動する方が事故を防げるという判断。

エ　回答【豊明市】（佐藤総務課長）
県内を想定しており、往復 300 ㎞としている。県外についてはできるだけ公共交通機関でということにしている。ただ、イベント参加の際は、無理のない運行の範囲で、決裁をとって許可することもある。

オ　回答【岡崎市】（小早川財務部行政経営課長）
市外については、経費との比較で公用車の使用を認めるが、交通事故の観点からするとできるだけ公共交通機関を使ってほしいとお願いをしている。県外は人事課と相談して決めるが、原則公共交通機関でということになっている。

カ　コメント【愛知県】（財産管理課運転管理グループ　辻村課長補佐）
県の状況をお伝えする。
（１）出張キロ数による制限は設けていない。出張は公共交通機関の利用が原則。目的地への移動が車でないと困難な場合、荷物の運搬、調査目的等の出張は公用車を使用している。取扱い規程等は定められていない。
（２） 事故を起こした職員の人事上の管理は、総務部人事局人事課監察室が所管している。交通安全研修による受講はない。ペナルティについては、交通事故交通法規違反に係る懲戒処分の基準が定められていて、この基準に該当するものは懲戒処分の対象になる。
（３） 本課が所有する 42 台の公用車のうち、運転手付き公用車 22 台はスタッドレスタイヤに交換している。山間部への出張もある為、共用車は 6 台のみ交換している。取扱い等は特に定めていない。

（２）休日・夜間における公用車の交通事故への対応について（尾張旭市提出）

ア　提案市趣旨説明【尾張旭市】（若杉財産経営課長）
先日起きた公用車の事故で、保険会社の営業時間外に病院へ行ったため、その場の

実費支払を被害者にお願いしたことがあった。保険会社と今後の対応について相談したが、なかなかいい方法がない。もしよい方法があれば教えていただきたいと思い、提案議題とした。

事前回答を見て確認したいこととしては、東海市さんは民間の保険会社に入っていて、24 時間対応をしているということだが、どこの保険会社かお聞きしたい。また、日進市さんや北名古屋市さん等の加入している全国自治協会は 24 時間対応だと聞いているが、詳しいお話をお聞きしたい。

イ　回答【東海市】（伊藤総務部検査管財課長）

車両保険は全国市有物件災害共済会に入っている。対人・対物は毎年更新で、去年まではあいおいニッセイ同和損害保険に、今年度は 1 番安かった日新火災海上保険に入っている。基本的に 24 時間対応。

ウ　回答【日進市】（桃原総務部財政課課長補佐）

全国自治協会には町の時代から継続して入っている。実際に使用したことはないが、9 時から 17 時は町村会の事務局へ、17 時以降はフリーダイヤルに連絡すれば土日祝日も対応してもらえるということになっている。

また、全国市有物件災害共済会から直接全国自治協会への更新は不可で、一度民間企業の保険に入ってからならいいということだったので、参考にしていただきたい。

エ　回答【長久手市】（浦川総務部次長兼財政課長）

市になって間もないので全国自治協会のほうに加入している。24 時間対応なのでというよりは、古い公用車が多いので、事故が起きた際の残価率を比較したり、総合賠償保険の絡みもあって有利なのでこちらに加入している。

オ　提案市質問【尾張旭市→一宮市】（若杉財産経営課長）

一宮市さんは基本的には市の職員が誠意をもって初動対応から自賠責の請求まで行っているということだが、自賠責保険の請求も全国市有物件災害共済会が事務をやるのではなく直接市がやっているのかお聞きしたい。

カ　回答【一宮市】（田畑総務部管財課主査）

一宮市では自賠責の請求についても管財課の職員が行って、後から共済会に請求するという形をとっている。

キ　コメント【愛知県】（財産管理課運転管理グループ　辻村課長補佐）

県では、総務部人事局人事課監察室が交通事故処理マニュアルを定めていて、事故

を起こした際はこのマニュアルに従って迅速に対応することになっている。

任意保険の対応についても人事課監察室が所管していて、詳細内容は把握していないが、県と民間保険会社との間で毎年任意保険の契約をしており、365 日 24 時間対応の事故発生時の連絡先が設けられている。事故を起こした所属については、任意保険会社と連絡を取りながら事故処理手続きを進める必要がある。

また、平成 19 年度から県の公用車全車がこの保険に加入している。毎年一般競争入札で契約していて、平成 29 年度はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社となっている。

（３）不用財産（公有地）の売却方法について（田原市提出）

ア　提案市趣旨説明【田原市】（大谷総務部財政課主幹）

昨今の厳しい財政状況の中、適正な財産管理が求められており、本市においては、平成 23 年に「市有財産のあり方および利活用に関する基本方針」を策定し、将来の利用見込みのない財産については、譲渡・貸付・処分の方向で位置づけをしている。

また、不用財産（公有地）の売却方法については原則入札によるものとしているが、思いのほか処分が進まず苦慮している。

そこで、不用財産（公有地）売却方法について、各自治体の取り組み、民間事業者と連携した先進的な取り組み事例がありましたら、ご教授いただきたい。また、その際の価格決定方法についてもお伺いしたい。

事前回答を読んで、6 市ほど民間会社を利用している中で、蒲郡市さんと常滑市さんは宅建会社との間で協定を結んであっせんで販売しているとあるが、概略でいいので教えていただきたい。

イ　回答【蒲郡市】（倉橋総務部財務課課長補佐）

蒲郡市には、土地開発公社が開発した分譲地を、公社から蒲郡市が一括して買い上げて市で売却している土地がある。その土地の販売に関して協会と協定を結んで、お客さんを連れてきて契約を結んでもらった場合は、土地代金の 2.5％を取引に関する手数料として市が支払うということにしているが、実際にはあまり協力してもらえないのが実情。

ウ　回答【常滑市】（庄子総務部総務課長）

常滑市では、平成 20 年度から収入増加策の一環として愛知宅建サポート株式会社とあっせん協定を締結して取り組んでいる。手続については、市から売却してほしい土地の情報を提供し、会社が愛知県の不動産屋に流して、販売してもらう。売買が成立すると成功報酬として手数料を会社に払うという流れになっている。

具体的な取り組みとしては、区画整理等の売れやすい土地は会社には出していない。

それ以外の形が悪い、面積が大きいなど売れにくい土地について会社に依頼している。成功報酬は売却金額の 3%にしている。売れそうにない土地を出しているのでこれまでの実績はないが、引き続きやっていきたいと思っている。

エ　質問【田原市】（大谷総務部財政課主幹）
土地価格の決定方法について、本市においては、田原市土地価格算定要領によって算定し、庁内の土地価格調整部会の承認を得て決定している。
他の自治体も同様であるとは思うが二、三お聞きしたい。

オ　回答【岡崎市】（小早川財務部行政経営課長）
岡崎市では、不動産鑑定士を使って評価はしているが、一般的な鑑定評価だけでなく、意見書という形で 1 つの事例 4 万円で簡易評価をさせて売っている。
赤線、青線の払い下げについては、測量費用をかける前に土地の値踏みができるように、買おうとしている土地の隣接の土地の固定資産評価の５０％で売るという評価基準を作って、払い下げの促進をしている。

カ　質問【岡崎市→大府市、北名古屋市】（小早川財務部行政経営課長）
インターネットの売却システムを活用しているところがあるが、実績や使いやすさ使いにくさ等教えていただきたい。

キ　回答【大府市】（富澤総務部総務課長）
ヤフーのオークションを利用しているが、土地自体の形状が売るに難しいので実際の契約まで至っていないのが実情。今年度も新しい土地を年明けにやる予定だが形状等の関係で難しいかとは思う。

ク　回答【北名古屋市】（家田財務部財政課主幹）
北名古屋市では 5 年くらい前から始めている。いいところは、不特定多数の人に見てもらえるところだが、逆に広すぎて入札があると誰が入れてくるかわからないところが危ないと最近感じている。
実績はある。1 件は区画整理の土地だが、3 年くらいかけて値段をどんどん下げてようやく契約した。他も似たような感じ。

ケ　コメント【愛知県】（総務部財産管理課財産利活用グループ　鈴木課長補佐）
行政財産の用途廃止等によって不用となった普通財産については、県庁内部での利活用、所在する市町村の利活用の見込をお聞きして、見込のない場合は、年に 3 回（4 月、8 月、12 月）定例で一般競争入札で売却をしている。8 月 29 日も豊橋市、安城

市、西尾市の 3 市入札がある。
民間事業者と連携した先進的な取り組みは行っていない。
愛知県の周知の方法としては、記者クラブの記者発表、広報あいち、出先機関に案内を置く、県庁のウェブサイトなど。市町村の協力を得られれば、チラシを置かせてもらったり、広報誌に掲載してもらう。
また、宅建の取引業界会員へチラシを配布していて、費用なしでその業界のホームページにも掲載してもらっている。不動産関連情報を掲載しているウェブサイト「アットホーム」には有償（数万円）で掲載しているが、アクセスが芳しくない。アットホームの会社にチラシを配ってもらうというのも有償でやっている。現地にのぼり旗を立てて関心を持ってもらうなどして、特に目新しいことはしていない。
平成 21 年の 6 月から入札情報が欲しいという方にメールの情報発信を行っており、現在 696 人登録している。
販売委託は、愛知県も平成 15 年から平成 20 年までやっていた。宅建業協会と協定を結んで 1 件実績があった。周知の手法がはかられてきて、落札ができており、直接やってもうまくいくということで最近はやっていない。9 件委託を依頼して 8 件不成立で、契約できたのは 1 件だった。
価格の決定方法については、不動産鑑定士の評価、職員評価もやっている。県庁の中の評価委員会で総合的に判断して決定をするという流れになっている。

コ　質問【知多市】（下谷総務部財政課資産経営室長）
9 件依頼して 8 件は不成立だったということだが、今後どうするのかお聞きしたい。知多市の場合は、不動産鑑定にかけて売れなかった場合、1 年はその価格で欲しいという方に先着で売る、1 年間待っても買い手がいないときは、再度不動産鑑定にかけて価格を下げていこうと考えているが、県の場合はどうなのかお聞きしたい。

サ　回答【愛知県】（総務部財産管理課財産利活用グループ　鈴木課長補佐）
愛知県では、不落になった場合、半年間は知多市さんと同じように先着順でやっている。売れないものは県としても手を焼いており、落ちなかった場合は、資料の 1 番最後のページにあるように、平成 24 年から未利用地の一覧をホームページに掲載して、県民から広く活用アイデアを募集している。
先ほどの不成立だった 8 件の経過だが、値段を下げて入札を行ったところ、すべて売却した。県としても形状、場所の悪い土地は手を焼いている。

シ　補足【愛知県】（総務部財産管理課財産利活用グループ　鈴木課長補佐）
愛知県の県有財産の有効活用について、売却以外の取り組みを、資料を用いて簡単にご説明する。

大きく分けて 2 つある。

１、県有財産の最適化に向けた取組

愛知県では、「県有施設利活用・保守管理プログラム」と呼んでいて、ホームページに載っているのでまたご覧いただきたい。

耐震性に優れた施設に機能を集約して適切に保守する一方で、小規模で老朽化した施設を廃止するという内容で、この取り組みを 3 次に分けて行っている。対象とした 34 施設のうち、15 施設を廃止し、施設総量の適正化を図ってきた。

２、有効活用について

（１） 普通財産

① 有料駐車場貸付

名鉄協商さんなどに公募で貸付を行っている。

② 事業用定期借地権を活用した店舗用地貸付け

県庁の南側にあるコンビニのこと。公募で行っていて、セブンイレブンと 10 年契約している。

③ 福祉施設用地貸付

福祉施設整備を促進するにあたって県の未利用地を使ってもらおうというもので、健康福祉部と建設部が主体となって要綱を作成して進めている。

元県営住宅については、建て替えの際に生まれた空きスペースを福祉施設の整備事業者に貸し付けている。

（２） 行政財産

① 自動販売機の公募

平成 22 年度から始めて 3 億円増収になった。貸付の期間は 3 年か 5 年が多い。

② 県有財産への広告掲出

県有施設の壁などの空きスペースを公募で貸し付けているが、伸び悩んでいる。

③ （行政財産の）有料駐車場貸付

県営住宅では、高齢化によって車を持たない人が増えて入居者駐車場の空き区画が増えている。この駐車場の空き区画を集約して地元自治体と協議し民間に貸し出しをしている。

④ ネーミングライツの導入

⑤ 新たな公園施設の設置

建設部主体でやっている。事業者を公募して設置許可を出して使用料をもらうという取り組み。都市公園の魅力向上と、県財政の貢献の 2 面のメリットがある。

⑥　下水道浄化センターへの未利用地の貸付

購入してある大変広い用地のうち、20年利用予定のない事業用地を、ソーラーパネルを設置するということで貸付をしている。

（3）　未利用地の活用アイデア募集

愛知県が手を焼いている物件一覧。

利用希望等ありましたら、財産管理課まで情報提供をお願いしたい。

5　その他

愛知県　総務部財産管理課財産利活用グループ　鈴木課長補佐

この場をお借りして県市連携の御協力のお願いをしたい。

先月の県市懇談会の中で、県と市の連携による公共施設の再編及び最適化の推進について取り上げた。愛知県では平成27年3月に総合管理計画を策定し、取り組みを進めているところ。計画の「施設総量の適正化の推進方針」の中で、広域的な視野での検討を行うことを掲げている。今後もワンフロア化等の取り組みをさらに広げていきたいと考えている。今後検討を進めていく中で、個別の案件が出てきたら相談させていただきたい。また、県と連携を図れるような案件があったら積極的に連絡をお願いしたい。

2枚目以降の資料は過去の取り組み事例が紹介されている。林業、地域保健、農業分野では連携を図り、施設の有効活用、住民サービスの向上を図った。今後の参考にしていただきたい。

ア　議事終了

岡崎市小早川財務部行政経営課長、自席へ戻る。

6　次年度当番市の決定（愛知県市長会事務局　浅田財政係長　　）

次年度の当番市は市制施行順で、一宮市

7　閉会

愛知県市長会事務局　浅田財政係長